

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

ヤマトグループは、企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営を推進しております。

そして、グループにおける経営資源を有効活用し、企業価値の最大化をはかることを経営上の最重要課題の1つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスの取り組みとして経営体制の強化に努めております。

ヤマトグループの業務執行・経営の監視および内部統制などの整備の状況は次の通りです。

コーポレート・ガバナンスの状況

ヤマトグループは、経営上の意思決定、執行および監督に関わる経営管理組織として、重要事項の意思決定を迅速かつ的確に行うため、取締役会、経営諮問会議、執行役員会議を設置しております。

また定款には、取締役の定数を12名以内と定めており、事業年度毎の経営責任の明確化をはかるため、取締役の任期は1年としています。

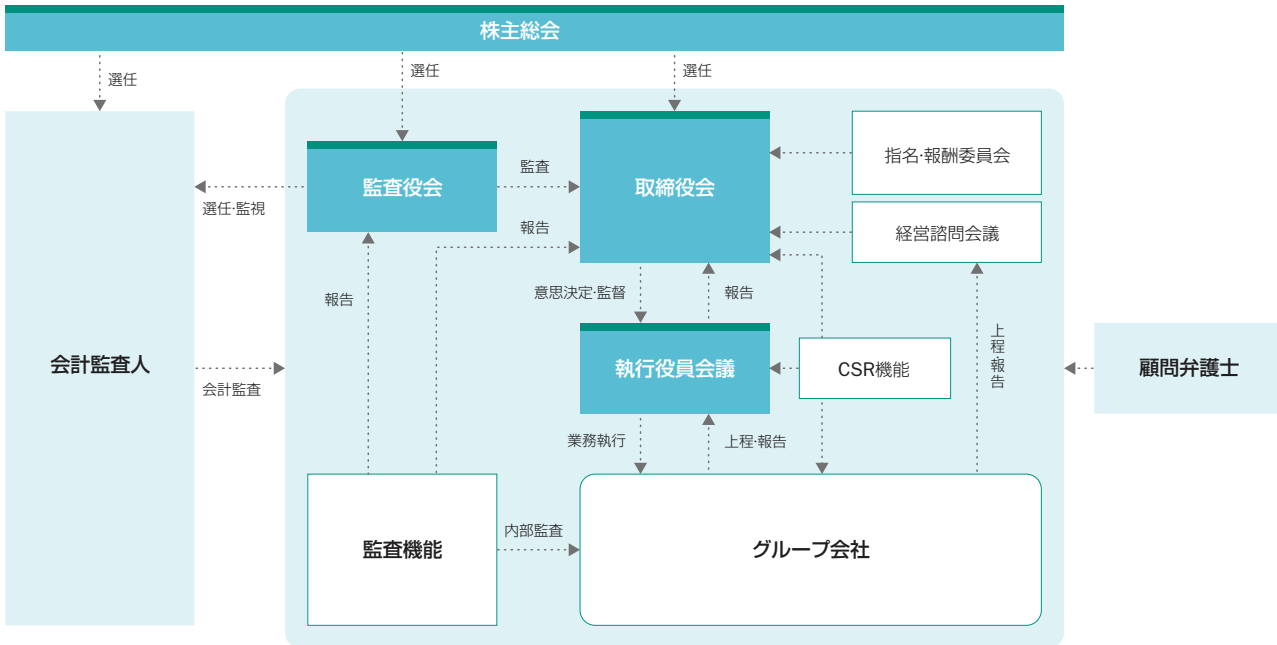
社外取締役および社外監査役

当社は、客観的視点による経営のチェックを受けるため、取締役6名のうち2名を社外取締役として選任しております。

監査役についても、会社の業務執行に対する監督機能を強化するため、監査役4名のうち3名を社外監査役として選任しております。

社外取締役の佐藤雅美氏は弁護士として、社外取締役の萩原敏孝氏は経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般について、必要な発言・助言を適宜行っております。また、会計監査、内部監査部門とも連携をして改善をはかっております。

コーポレート・ガバナンス体制図



社外監査役の北村敬子氏は、会計分野における大学教授の活動を通じて、社外監査役の大川康治氏は、金融機関および税理士法人などの経験を通じて、社外監査役の横瀬元治氏は公認会計士としての業務を通じて、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

社外監査役は、監査役会および定期的に開催する代表取締役と監査役との意見交換会に出席し、監査役の立場から必要な発言を行い、経営施策に関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。

社外取締役2名および社外監査役3名につきましては、当社との間に特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する方針として、株式会社東京証券取引所が示す「独立性に関する判断基準」を満たすよう留意しております。

なお、社外取締役および社外監査役の全員を同取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、2012年6月26日現在、社外監査役のうち、北村敬子氏は同日開催いたしました定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。新たに鼎博之氏が選任され就任しております。

内部監査、監査役監査および会計監査の状況

監査役については、常勤監査役1名と社外監査役3名で監査役会を構成し、取締役会、その他重要な会議に出席するなど、取締役の職務の執行を監査することにより、健全な経営と社会的信頼の向上に努めております。

また、監査役を補助する専任スタッフ1名を配置することにより、監査役の監査業務が円滑に遂行できる体制としております。

さらに、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、主要事業会社の常勤監査役と監査方針・監査方法などを協議するほか、情報交換に努めるなど連携強化をはかっていることに加え、内部監査人との定期的な報告会を開催し、情報交換を行っております。

内部監査については、独立した組織である内部監査機能として、当社10名のほかグループ会社115名の合計125名体制で、年間の監査計画に基づいてグループ全体の業務執行が適正かつ効率的になされているかを監査しており、その結果については、取締役および監査役に報告する体制を構築しております。

また、グループ内部監査会を定期的に開催し、事業会社の内部監査人と監査方針や監査結果に基づく問題点および改善案などを協議するほか、財務報告に関わる内部統制の有効性においては、グループ会社の内部統制部門と連携し、改善および整備をはかっております。

会計監査法人には有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けており、監査役との間で定期的に連絡会を開催し、効果的な監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は北村嘉章氏、小堀一英氏の2名であり、当社の会計監査業務に関わる補助者は公認会計士6名、その他12名です。

役員報酬

役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬		
取締役(社外取締役を除く。)	222	222		5
監査役(社外監査役を除く。)	20	20		1
社外役員	34	34		5

役員報酬の決定方法は、客観性および透明性を確保するため、社外取締役が半数以上を占める指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえ取締役会で決定しております。

取締役の報酬は、外部水準を考慮した固定報酬に加え業績

を反映した業績連動報酬によって構成され、監査役および社外役員の報酬は、その機能の性格から固定報酬のみとしております。

監査報酬

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	2011年3月期		2012年3月期	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
ヤマトホールディングス株式会社	40	62	41	8
連結子会社	133	—	133	—
合計	173	62	174	8

その他重要な報酬の内容

2011年3月期

当社の連結子会社であるYAMATO TRANSPORT U.S.A., INC. 他海外子会社8社が、当社の監査公認会計士などと同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (Deloitte Touche Tohmatsu Limited) に対して支払った報酬は次の通りです。

監査証明業務等として支払った報酬 89百万円

2012年3月期

当社の連結子会社であるYAMATO TRANSPORT U.S.A., INC. 他海外子会社10社が、当社の監査公認会計士などと同一のネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (Deloitte Touche Tohmatsu Limited) に対して支払った報酬は次の通りです。

監査証明業務等として支払った報酬 82百万円

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

2011年3月期

当社が監査公認会計士などに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に伴うコンフォートレター作成業務および国際財務報告基準の導入に関する助言・指導業務です。

2012年3月期

当社が監査公認会計士などに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準の導入に関する助言・指導業務です。

監査報酬の決定方針

監査公認会計士などに対する監査報酬は、監査に関わる所要日数、当社の規模および業務の特性などを勘案し、決定しております。